

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）遠郷地区）計画を変更することについて平成20年11月13日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成20年11月28日から同年12月18日まで縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀